

不在者財産管理人制度

ポイント

- 不在者財産管理人制度は、土地所有者が不在者である場合に、家庭裁判所により選任された不在者財産管理人により、土地等の管理及び保存を行う制度。
- 不在者の所有する財産の売却処分などを行う必要がある場合、不在者財産管理人は家庭裁判所へ権限外行為許可の申立てを行い、その許可を得なければならない。

(1) 制度概要

不在者財産管理制度は、家庭裁判所の監督の下で不在者の財産を管理する制度です（民法第25条から第29条）。財産を管理する不在者財産管理人は、利害関係人や検察官（以下「利害関係人等」という。）の申立てに基づき家庭裁判所により選任され、家庭裁判所の監督の下で不在者の財産の管理及び保存を行います。

不在者財産管理人には、その選任申立てに当たって候補者とされた者（利害関係のない不在者の親族等）が選任されたり、適当な候補者がいない場合は、弁護士、司法書士などの第三者が不在者財産管理人として選任されたりします。なお、不在者と直接的な利害関係がある者は、不在者の財産管理を適切に行うことができないおそれがあるため選任されない可能性が高くなります。

この制度で対象となる不在者は、従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者とされ、例えば、長期の家出人や音信不通となった者で、親戚、友人等に照会して行方を捜したものの、その所在が判明しない者などが挙げられます。不在者は、必ずしも生死不明であることを要しませんが、生死不明であっても死亡が証明されるか失踪宣告の審判が確定するまでは、不在者に当たると解釈されています。なお、所有者が不在者であっても、親権者などの法定代理人や不在者が置いた財産管理人がいる場合には不在者財産管理制度の利用は認められません。

（２）制度活用の流れ

不在者財産管理制度は、一般的には図2-1のように運用されます。

まず、利害関係人等は、不在者の従来住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所¹⁰に、不在者財産管理人の選任の申立てを行います（図2-1のa）。

利害関係人には、不在者と共に共同相続人となっている者や不在者の債権者、不在者の財産を時効取得した者、不在者の財産の共有者等のほか、公共事業等のために土地を取得しようとする国・地方公共団体等が該当するものと解釈されています。家庭裁判所は、申立てに基づいて、「不在者」であること等についての審理を行った上で、不在者財産管理人を選任（図2-1のb）します。不在者財産管理人は、不在者の財産を調査した上で、財産目録や財産状況に関する報告書を作成して家庭裁判所に提出し（図2-1のc）、その後は、不在者の財産を管理・保存するとともに、家庭裁判所に対して定期的に不在者の財産状況を報告します。

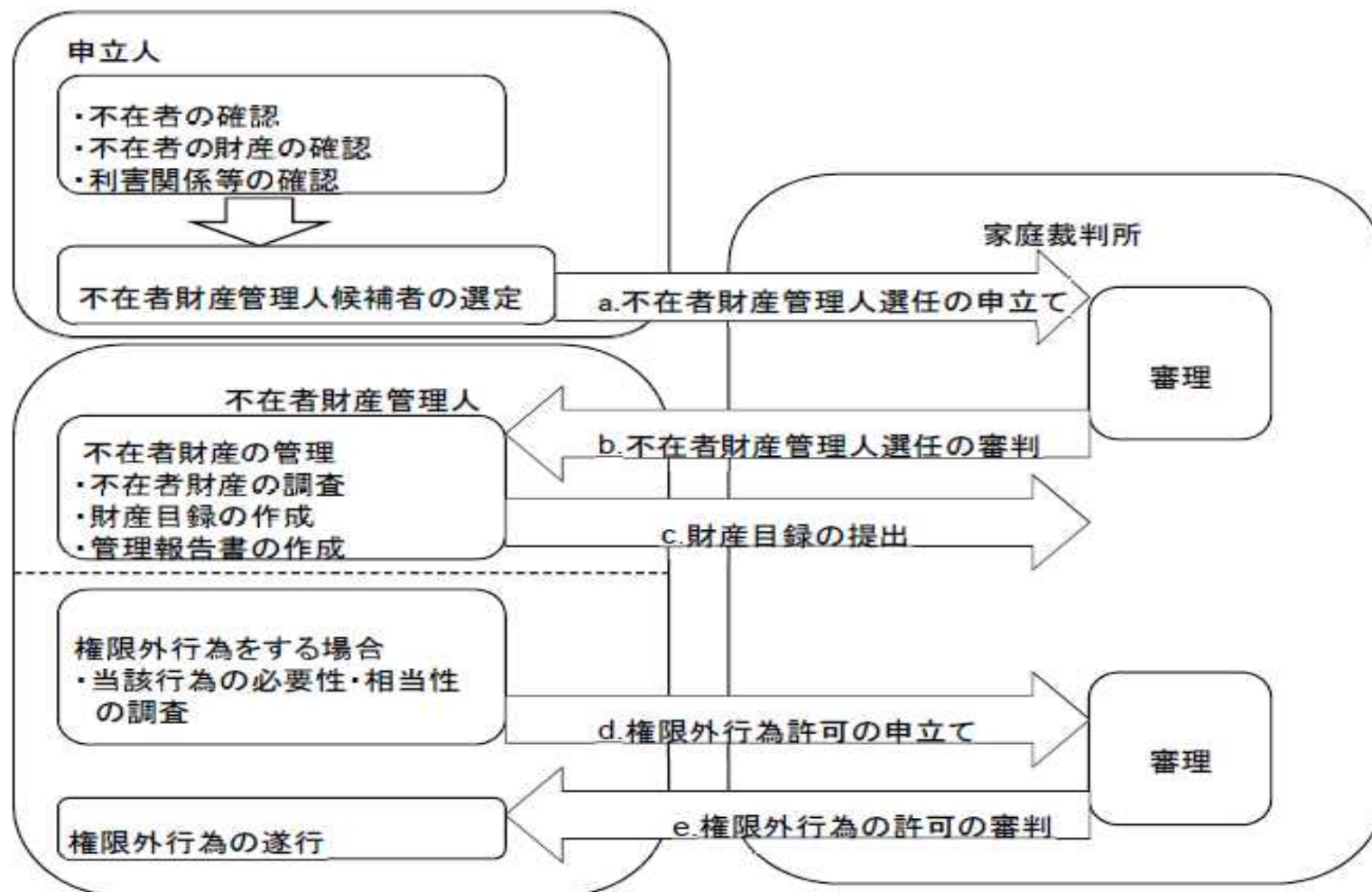


図 2-1 : 不在者財産管理制度活用の流れ

受付印		家事審判申立書 事件名(不在者財産管理人選任)	
収入印紙 円		この欄に申立手数料として1枚についておのり内分の収入印紙を貼ってください。 印紙 (貼った印紙に押印しないでください。) (注意) 監事報酬としての収入印紙を納付する場合は、監事手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。	
手納郵便切手 円			
手納収入印紙 円			
申立料	関係事件番号	平成××年	第××号
<input type="radio"/> <input type="radio"/> 家庭裁判所 申立人 甲野一郎 (印)		<input type="radio"/> <input type="radio"/> 令和××年××月××日 (又は法廷代理人など) の記号押印	
届付書期			
申立人	本籍(国)	戸籍の届付が必要とされていない申立の場合は、記入する必要はありません。	
	住所	〒○○○-○○○○ 電話 ○○○(○○○)○○○ ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号	
	連絡先	〒 - 電話 () (注) 住所で確実に連絡がとれる場合は記入しないでください。	
	フリガナ氏名	コウノ イチロウ 甲野 一郎	平成××年××月××日 出生 () 歳
	職業	会社員	
不在者	本籍(国)	戸籍の届付が必要とされていない申立の場合は、記入する必要はありません。	
	最後の住所	〒○○○-○○○○ 電話 () () ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号○○コーポ○○号室	
	連絡先	〒 - 電話 () ()	
	フリガナ氏名	コウノ シロウ 甲野 二郎	平成××年××月××日 出生 () 歳
	職業	無職	

(注) 本欄の中だけ記入してください。
 申立の区分は、申立人、法定代理人、成年後見人となるべき者、不在者、共同相続人、親権人等の区別を記入してください。
 別表第一(イ/表)

図2-2：不在者財産管理人選任の申立書

第一面には申立人及び不在者について記載し、第二面には申立ての趣旨と理由を具体的に記載する。そのほか、標準的な申立添付書類として、不在者の戸籍謄本（全部事項証明書）、不在者の戸籍附票、不在者財産管理人候補者の住民票の写し等又は戸籍の附票の写し、不在の事実を証する資料、不在者の財産に関する資料、利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書）、賃貸借契約書写し、金銭消費貸借契約書写し等）が必要となる。

(出典：裁判所ウェブサイト

http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazisinpan/syosiki_01_05/index.html)

(3) 家庭裁判所による許可を受ける必要がある処分行為等
不在者の所有する土地を事業等に活用したいと考える者は、家庭裁判所により選任された不在者財産管理人と当該土地の事業等への活用に向けた契約を締結するなどすることになりますが、不在者財産管理人の権限は、原則として保存行為及び利用又は改良を目的とする行為に限定されています（民法第28条、第103条）。このため、不在者の所有する財産の売却などを行う必要がある場合には、不在者財産管理人は家庭裁判所へ権限外行為許可の申立てを行い、その許可を得なければなりません（図2-1のdとe）。具体的に権限外行為許可を得なければならない処分行為等には相続放棄、遺産分割協議を成立させること、売却、訴訟行為、不動産賃貸借契約などがありますが、疑義がある場合には、不在者財産管理人が家庭裁判所に許可を受ける必要があるかを相談することになります（表2-2）。

権限外行為許可の申立ては、不在者財産管理人が申立人として家庭裁判所に対して行います（図2-1のd）。その際、権限外行為許可の申立書（図2-3）を家庭裁判所へ提出することとなります。なお、直接要する費用等は、収入印紙（800円分）のほか、書類の郵送（審理は原則書面のみで行われる）に要する郵便切手に係る費用となります。

表 2-2：家庭裁判所の権限外行為許可を得なければならない処分行為等

処分行為等	内容
相続放棄	通常は価値減少行為に当たるため、家庭裁判所の許可が必要
遺産分割協議を成立させること	遺産分割協議をすること自体は家庭裁判所の許可は不要だが、協議を成立させることは処分行為に当たるため、家庭裁判所の許可が必要
売却処分・無償譲渡	不在者財産管理制度は財産の管理・保存を目的とするため、管理財産を売却又は無償譲渡するには、家庭裁判所の許可が必要
訴訟行為	民法第 103 条所定の権限内行為に属さない訴訟行為（訴えの提起、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、認諾）には家庭裁判所の許可が必要（上訴には許可は不要だが、上訴の取下げは処分性を有するので許可が必要）
不動産賃貸借契約	特に賃貸借契約が長期の場合には、処分行為の要素を含むため家庭裁判所の許可が必要

交付印		家事審判申立書 事件名(不在者財産管理人の) 権限外行為許可	
収入印紙 円 子納金控切手 円 子納金収入印紙 円		この欄に申立手数料として1枚につき800円分の収入印紙を貼ってください。 印紙 (貼った印紙に押印しおいてください。) (注意)登記簿謄本としての収入印紙を納付する場合は、登記簿謄本としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。	
〒	〒	関連事件番号	年(成)年(和) 年(新) 第 号
<input type="radio"/> 家庭裁判所 申立人 令和 年 月 日		申立人 (未成年者等)の 記名押印 甲 野 一 郎 (印)	
添付書類 ※ 必要な添付書類を提出していただきます。			
申 立 人	本籍(国籍)	北海道 札幌市 区 丁目 番 号	
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	連絡先	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 () 注:住所で確実に連絡ができる場合は記入しないでください。	
	フリガナ氏名	コウノ イチロウ 印 甲 野 一 郎 (年 月 日 生) (〇〇 歳)	
	職業	会社員	
不 在 者	本籍(国籍)	北海道 札幌市 区 丁目 番 号	
	最後の住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 () 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇コーポ〇〇〇号室	
	連絡先	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 ()	
	フリガナ氏名	コウノ ジロウ 印 甲 野 二 郎 (年 月 日 生) (〇〇 歳)	
	職業	無職	

図2-3：不在者の財産管理人の権限外行為許可の申立書。第一面には申立人及び不在者について記載し、第二面には申立ての趣旨と理由を具体的に記載する。そのほか申し立てる権限外行為によって、売買契約書案や財産目録などの添付が必要となる。

(出典：裁判所ウェブサイト
[http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazi sinpan/syosiki_01_49/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazi_sinpan/syosiki_01_49/index.html))

(注) 本枠の枠内は記入してください。
 ※の部分は、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。
 別表第1-(3/2)

家庭裁判所による権限外行為の許可に当たっては、当該行為の必要性等（不在者が不当な不利益を受けることがないかなど）が考慮されることとなります。例えば、相続放棄においては、相続財産が債務超過であることが明らかな場合には許可されますが、そうでない場合は実質的に法定相続分に相当する財産上の利益が他に手当されているなど特段の事情がない限り許可されないと考えられます（実際の審理では、不在となった事情、被相続人や他の相続人との関係、財産の実情などから総合的に判断されます）。

これらの処分行為のうち、遺産分割協議においては、遺産分割協議書（案）（図2-4）を提出し、その内容の相当性の審査（不在者に不当な不利益がないかなど）を受けることとなります。遺産分割協議書（案）を提出する際には、遺産の範囲・評価を記載した遺産目録を作成した上で、不在者だけでなく他の共同相続人の法定相続分とその取得する取得額も明示します。

遺産分割協議書

平成25年2月1日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

- 1 相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎（持分2分の1）及び法務温子（持分2分の1）が相続する。
- 2 相続財産のうち、株式会社〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）500万円の債権者及び〇〇株式会社の株式〇〇株（株券番号〇〇〇〇）は、法務花子が相続する。

この協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月10日

〇〇市〇〇町二丁目12番地	法 務 花 子	実印
〇〇市〇〇町〇〇34番地	法 務 一 郎	実印
〇〇市〇〇町三丁目45番6号	法 務 温 子	実印

記

不動産

所 在	〇〇市〇〇町一丁目
地 番	23番
地 目	宅地
地 積	123.45平方メートル

所 在	〇〇市〇〇町一丁目23番地
家屋番号	23番
種 類	居宅
構 造	木造かわらぶき2階建
床面積	1階 43.00平方メートル
	2階 21.34平方メートル

図 2-4：遺産分割協議書（案）

（４）不在者財産管理人の候補者について

不在者財産管理人選任の申立てを行う際に、不在者財産管理人の候補者を推薦することが実務上行われることがあります（もちろん、実際にその候補者が選任されるかどうかは家庭裁判所の判断に委ねられます）。その場合は、候補者の住民票の写し等又は戸籍の附票の写しを添付します。

候補者を推薦することにより、制度活用が円滑に進むことが想定されますので、日頃より、弁護士、司法書士等の専門家との連携を深めておくことが重要です。なお、各弁護士会、各司法書士会においては、地方自治体からの不在者財産管理人の

49

候補者についての相談を受け付けており、候補者の紹介も可能となっています。

(5) 不在者の証明等について

不在者財産管理人選任の申立ての前に、所有者が不在者であるかについて、住民票の写し等や戸籍の附票の写しにより住所地を確認するとともに、現地調査や親族への問い合わせを行い、不在者の従前の生活状況、不在となった経緯等について確認します。

同申立てを行う際には、「不在の事実を証する資料」を添付することになりますが、具体的には、不在者宛ての郵便物で「あて所に尋ね当たらず」などの理由で返送されたもの等を用います。

また、不在者の住民票の除票の写し等若しくは戸籍の附票の除票の写し又は除籍謄本等の提出を求められた場合、それらの書類を取得することができないときは、家庭裁判所に事情を説明し、その代わりとなる書面の提出が必要か相談することも考えられます。

（６）不在者の財産に関する資料の作成について

不在者の財産に関する資料については、申立人側で把握している財産につき目録を作成し、当該財産に関する資料（例えば、不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金の残高等が分かる書類など）を添付します。

原則的には、申立人側が把握している不在者の全財産について目録を作成することとされていますが、状況によっては、家庭裁判所の判断で、取得等の対象となっている土地のみの目録でもよいこととされる場合があります。

(7) 必要な費用について

不在者財産管理人選任の申立てには、収入印紙（**800**円分）と連絡用の郵便切手に係る費用が必要です。また不在者財産管理人の報酬を含む管理費用は不在者の財産から支払われますが、財産から支払うことを期待することができない場合には家庭裁判所の判断により予納金を求められることがあります。

予納金については、家庭裁判所や不在者財産管理人候補者との調整により予納金が不要となった事例や、申立人が用地買収の対象としている財産の価値が低くても、不在者の他の財産が存在することにより予納金が不要となった事例もあり、家庭裁判所等との調整を行うことも検討します。

(8) 不在者財産管理人の管理終了

不在者財産管理人が選任された後、管理すべき財産がなくなった場合には、財産

50

管理終了となり、管理人の選任の処分の取消しを家庭裁判所に申し立てます。

また、状況により、財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、申立て又は職権により、家庭裁判所は不在者財産管理人の選任処分を取り消す場合があります。

管理終了時に、不在者財産管理人の報酬付与の申立てを行うのが一般です。管理する財産が僅少の場合、これを不在者財産管理人の報酬として取得させることで、財産管理を終わらせることもあります。

ほかに、遺産分割の場合に、不在者が取得すべき代償金を帰来時弁済（出現時に代償金を支払うとの遺産分割協議。ただし、不在者財産管理人として権限外行為の許可が必要。）とすることで、管理を終了させる例もあります。